



神奈川県

環境農政局 環境部 資源循環推進課

# かながわの産業廃棄物

～産業廃棄物総合実態調査の概要～



令和3年3月



私たち一人ひとりの行動が、  
**未来につながる。**

SDGs 未来都市 神奈川県



# C O N T E N T S

1	排出状況	1
	1.業種別の排出状況	1
	2.種類別の排出状況	2
	3.地区別の排出状況	3
2	処理処分状況	5
	1.業種別の処理処分状況	5
	2.種類別の処理処分状況	6
	参考資料	7

注) 用語の定義、産業廃棄物の種類の説明については、14頁、15頁を参照してください。

# 1 排出状況

令和元年度に神奈川県内で排出された産業廃棄物は、1,808万トンと推計されています。

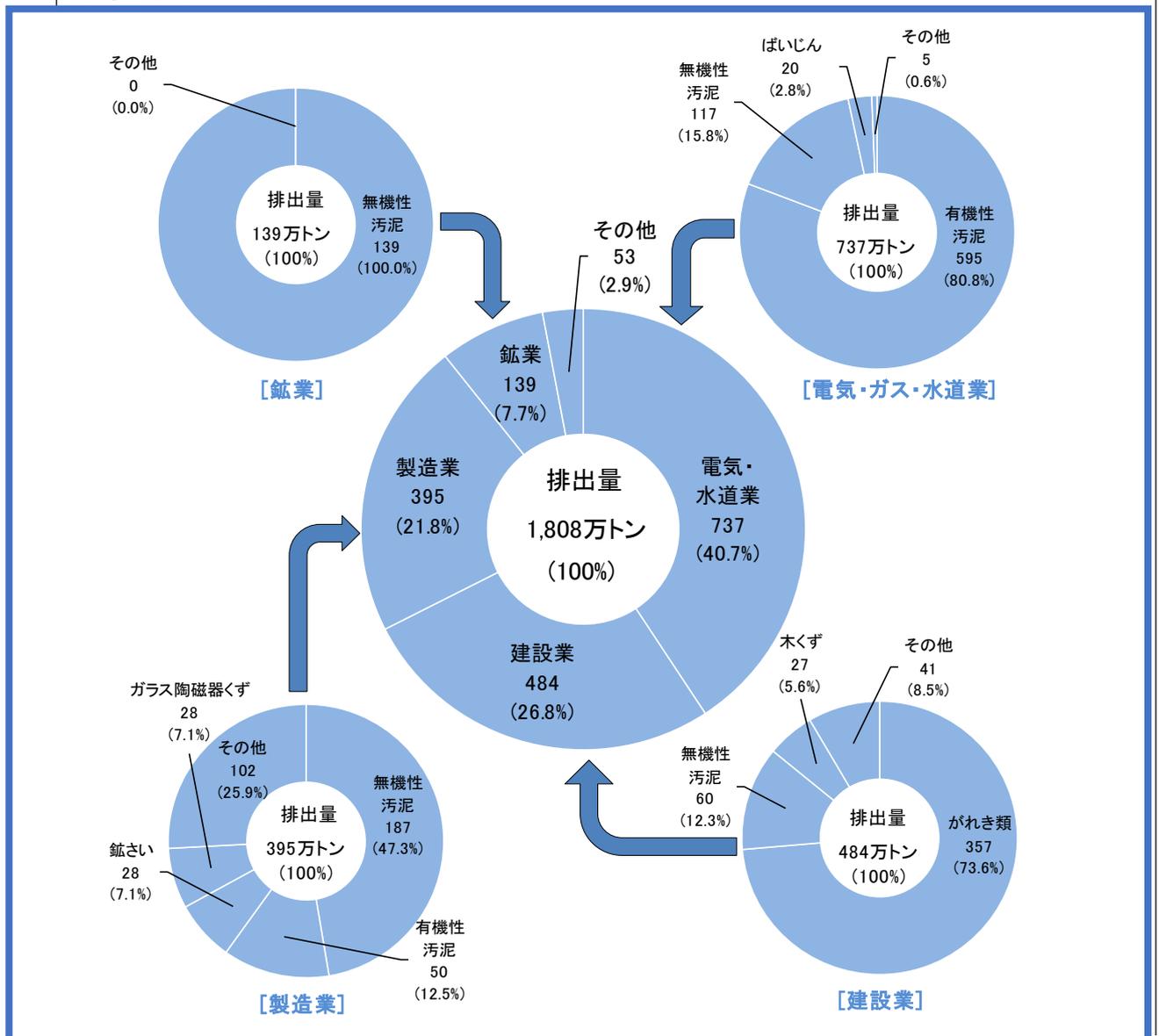
令和2年度に「神奈川県産業廃棄物総合実態調査」を実施し、令和元年度1年間に神奈川県内の工場、事業所等から排出された産業廃棄物は1,808万トンと推計されました。

## 1. 業種別の排出状況

産業廃棄物は、どのような業種から排出されたのでしょうか。

排出量1,808万トンを業種別に見ると、電気・ガス・水道業が737万トン(40.7%)で最も多く、次に、建設業が484万トン(26.8%)、製造業が395万トン(21.8%)、鉱業が139万トン(7.7%)となっており、この4業種で排出量全体の97.1%を占めています。

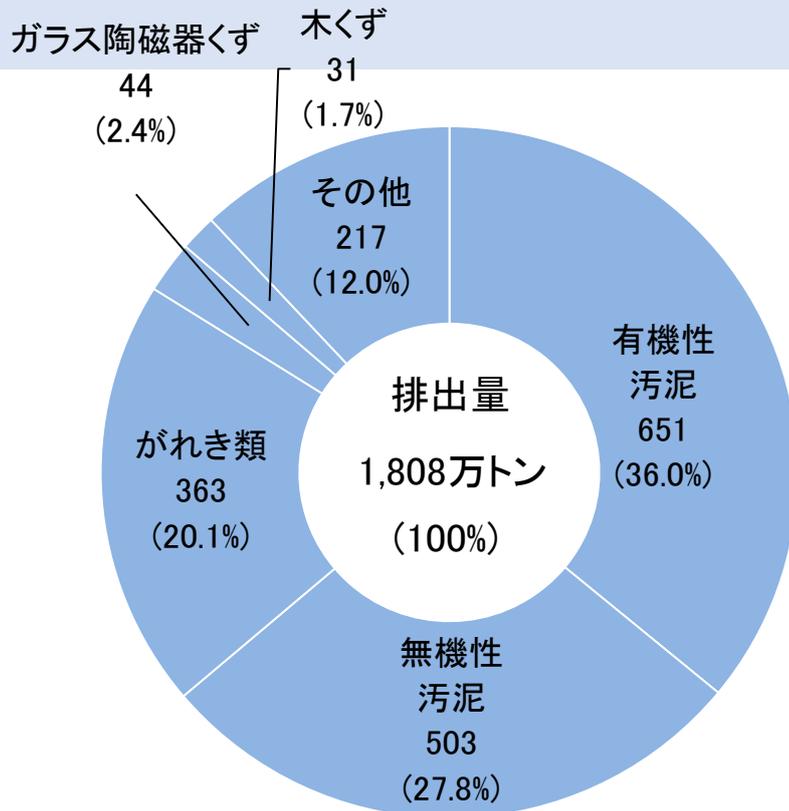
### 業種別排出状況



## 2. 種類別の排出状況

どのような種類の産業廃棄物が、どのくらい排出されたのでしょうか。

排出量 1,808 万トンを見れば、有機性汚泥が 651 万トン（36.0%）で最も多く、次に、無機性汚泥が 503 万トン（27.8%）、がれき類が 363 万トン（20.1%）、ガラス陶磁器くずが 44 万トン（2.4%）、木くずが 31 万トン（1.7%）となっており、この5種類で排出量全体の 88%を占めています。



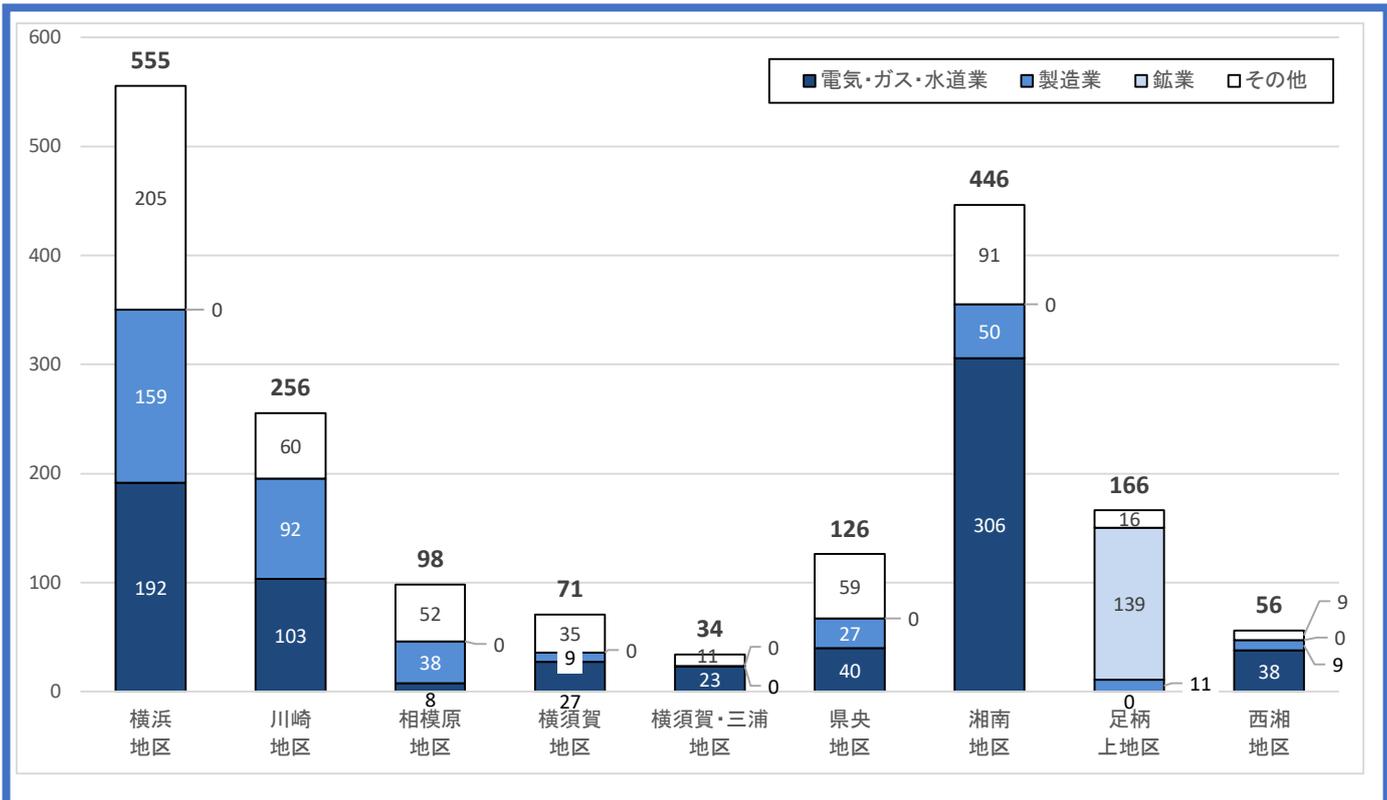
## 種類別排出状況

業種	合計	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	学術研究・専門サービス業	生活関連サービス業	医療・福祉	サービス業
合計	1,808 (100.0%)	29 (1.6%)	0 (0.0%)	139 (7.7%)	484 (26.8%)	395 (21.8%)	737 (40.7%)	0 (0.0%)	4 (0.2%)	8 (0.5%)	1 (0.1%)	2 (0.1%)	6 (0.4%)	2 (0.1%)
燃え殻	4 (0.2%)				0	0	3			0	0	0	0	0
有機性汚泥	651 (36.0%)				3	50	595		0	2	0	2	0	0
無機性汚泥	503 (27.8%)			139	60	187	117		0	0	0	0	0	0
廃油	17 (0.9%)	0	0		0	16	0		0	1	0	0	0	0
廃酸	20 (1.1%)				0	20	0		0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	18 (1.0%)			0	0	18	0		0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	30 (1.6%)	0	0	0	7	14	0	0	3	4	0	0	2	0
紙くず	3 (0.2%)				2	1		0						
木くず	31 (1.7%)	0	0		27	3	0		0	0	0	0	0	0
繊維くず	0 (0.0%)				0	0								
動植物性残さ	11 (0.6%)					11								
動物系固形不要物	1 (0.0%)													1
ゴムくず	0 (0.0%)	0			0	0	0		0		0		0	0
金属くず	19 (1.0%)	0	0		10	6	0	0	0	2	0	0	0	0
ガラス陶磁器くず	44 (2.4%)				15	28	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱さい	28 (1.6%)				0	28					0			
がれき類	363 (20.1%)	0		0	357	6	0		0	0	0			
ばいじん	26 (1.4%)				0	6	20				0			
動物のふん尿	29 (1.6%)	29												
動物の死体	0 (0.0%)	0												
その他産業廃棄物	11 (0.6%)	0			3	2	0		0	0	0	0	4	0

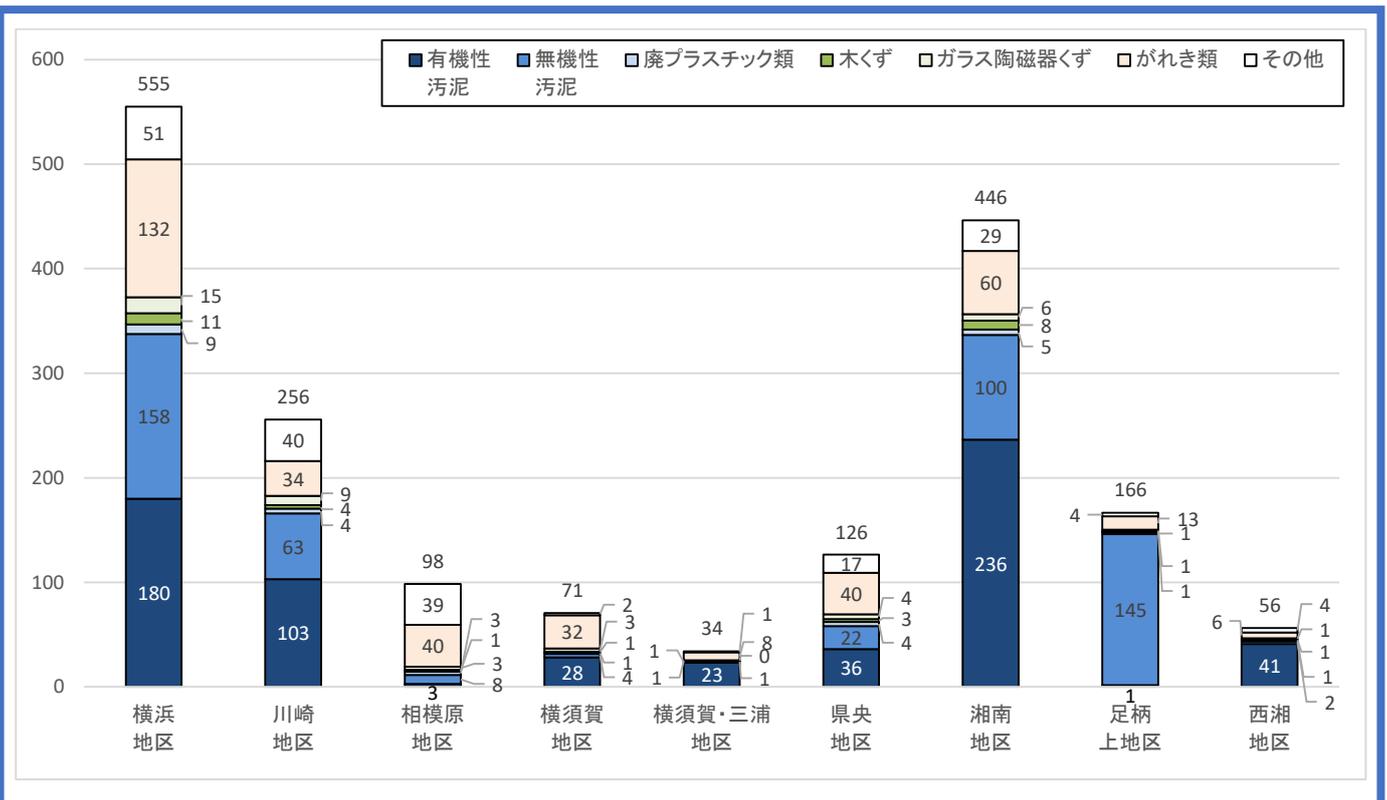
注) 1. 万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがあります。  
2. 表中の「0」は、1トン以上、5000トン未満の値であり、「空欄」は、1トン未満のものです。



## 地区別の排出量業種別内訳



## 地区別の排出量種類別内訳



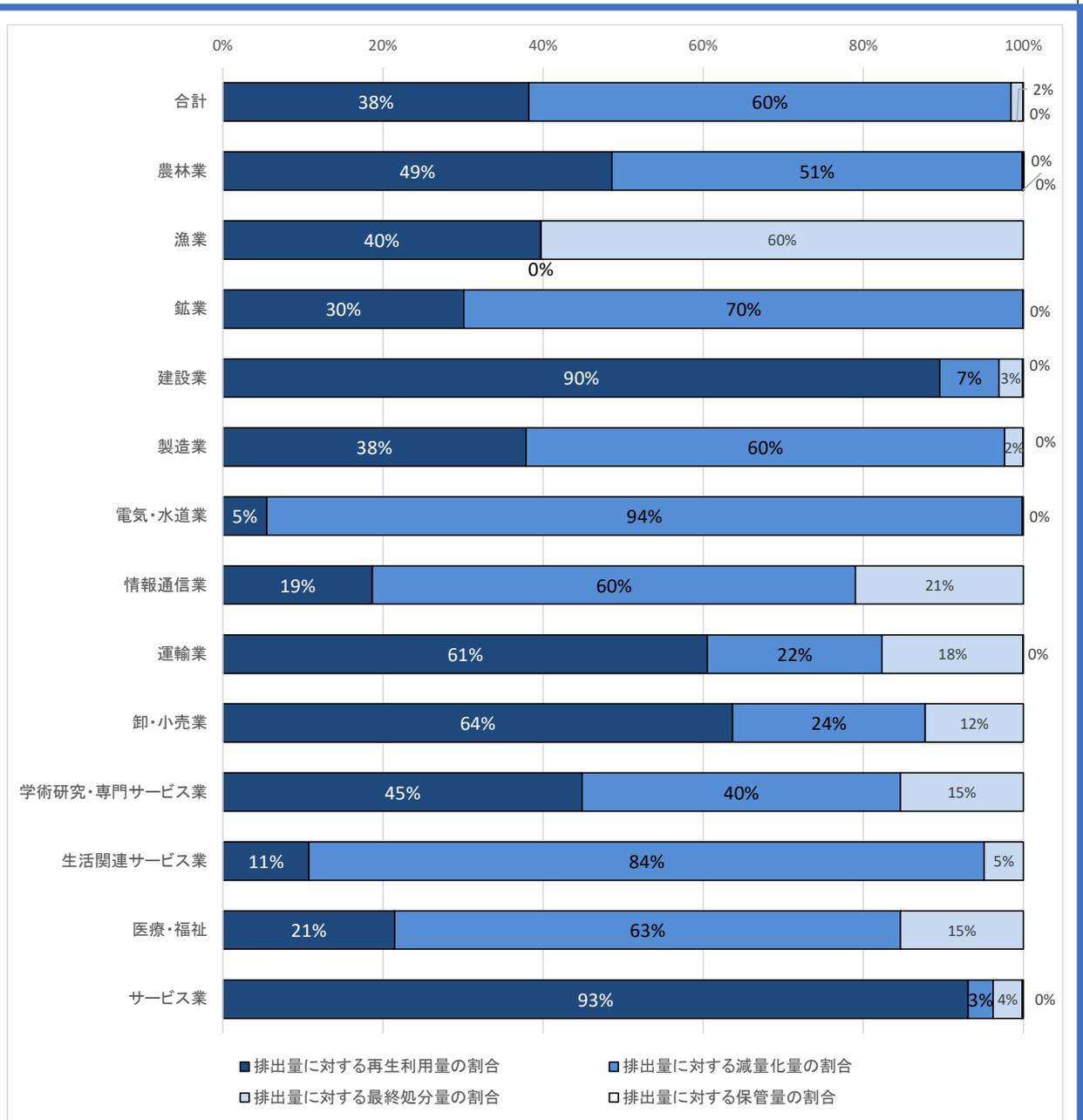
## 2 処理処分状況

排出された産業廃棄物は、どのように処理・処分されたのでしょうか。

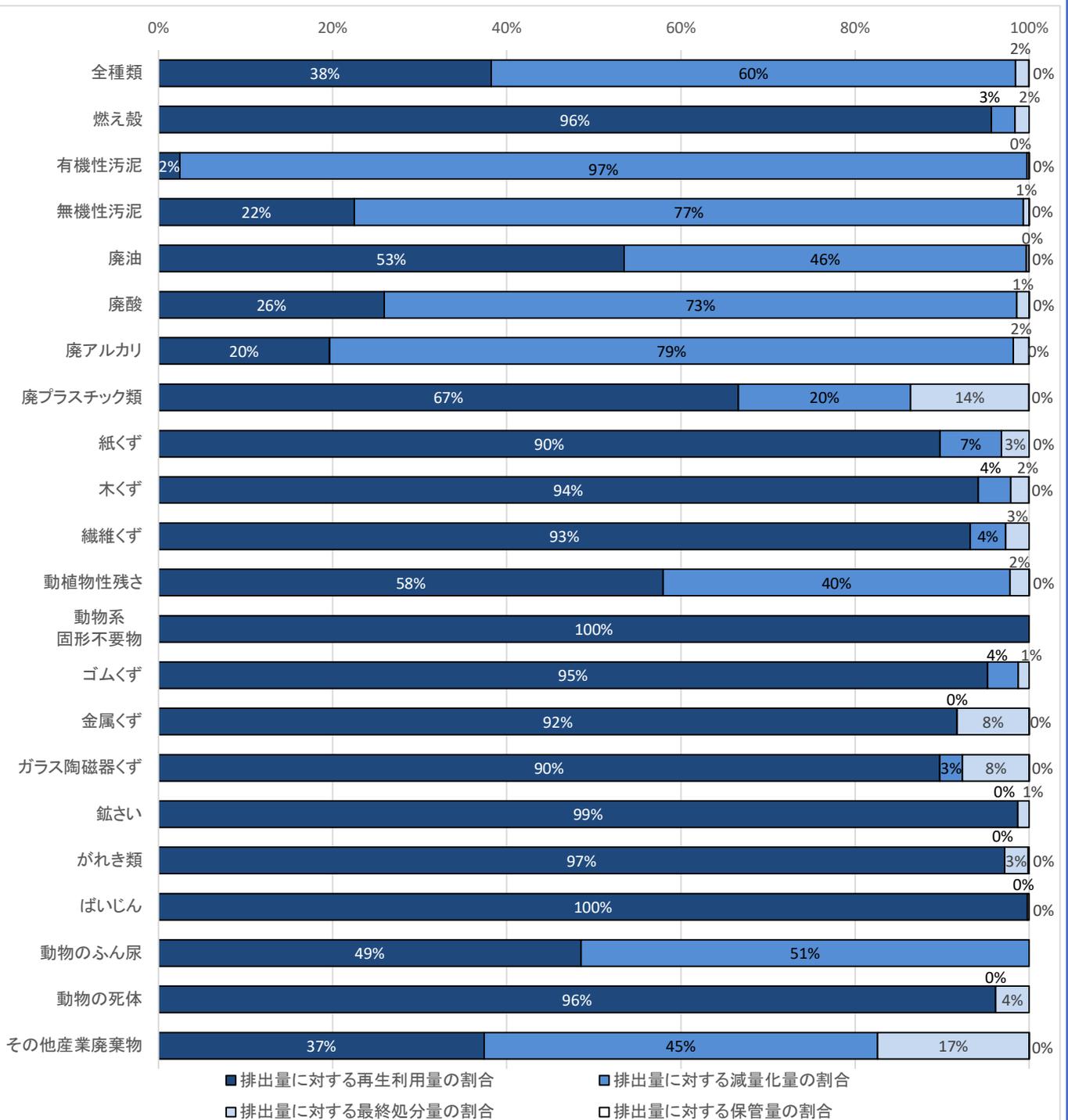
排出量 1,808 万トンのうち、691 万トン(38.2%)が再生利用されています。また、脱水、焼却などの中間処理により、1,089 万トン(60.2%)が減量化されています。

これにより、最終処分された量は、28 万トン(1.5%)となっています。

### 1. 業種別処理処分状況



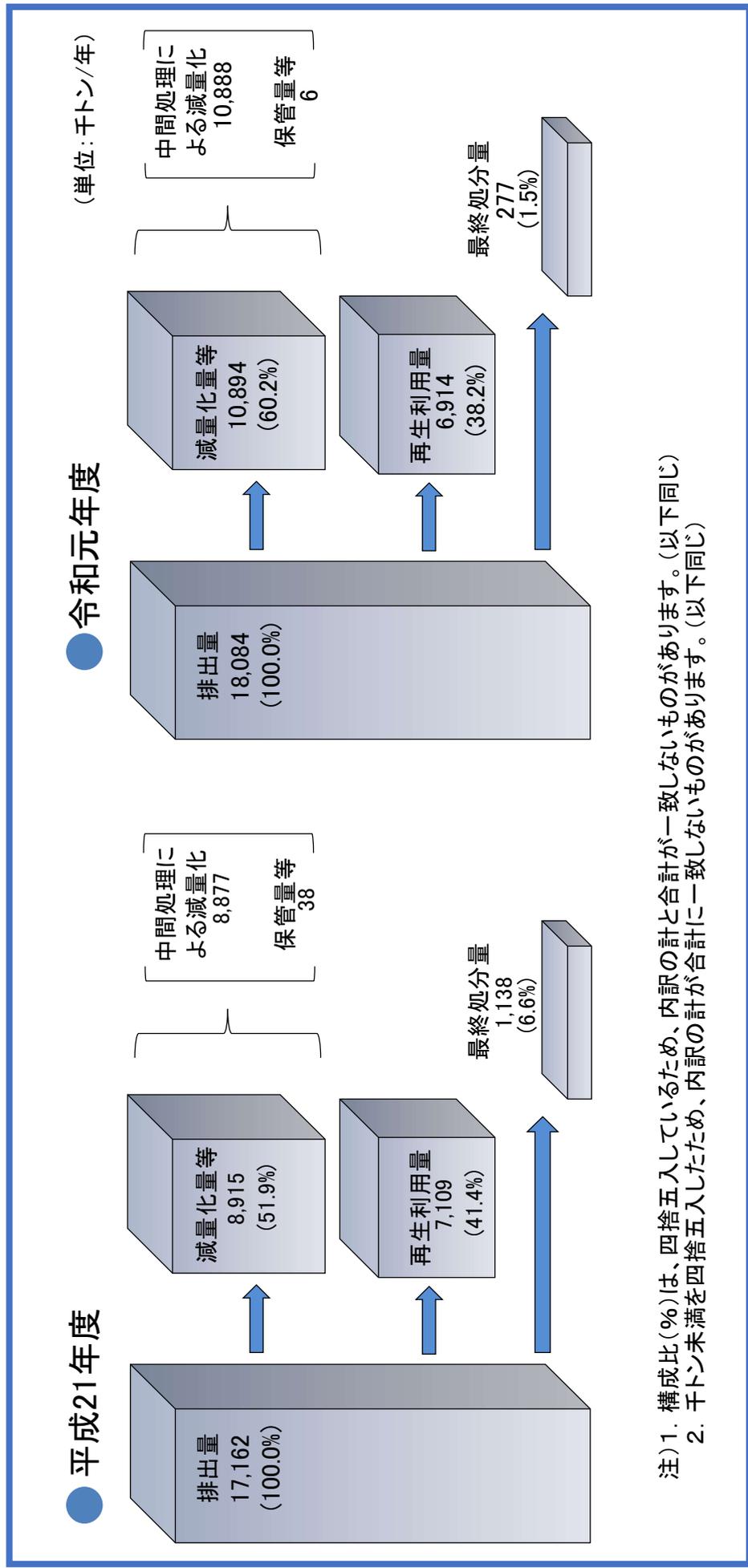
## 2. 種類別処理処分状況



## 【参考資料】

1	排出及び処理状況（平成 21 年度と令和元年度）	8
2	発生及び処理状況（令和元年度）	9
	（1）発生及び処理状況（業種別）その 1	9
	発生及び処理状況（業種別）その 2	10
	（2）発生及び処理状況（種類別）その 1	11
	発生及び処理状況（種類別）その 2	12
3	発生及び処理状況のフロー	13
4	表及びフローに関する用語の定義	14
5	産業廃棄物の種類	15

# 1 排出及び処理状況（平成21年度と令和元年度）



注) 1. 構成比(%)は、四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。(以下同じ)  
 2. 千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しない場合があります。(以下同じ)

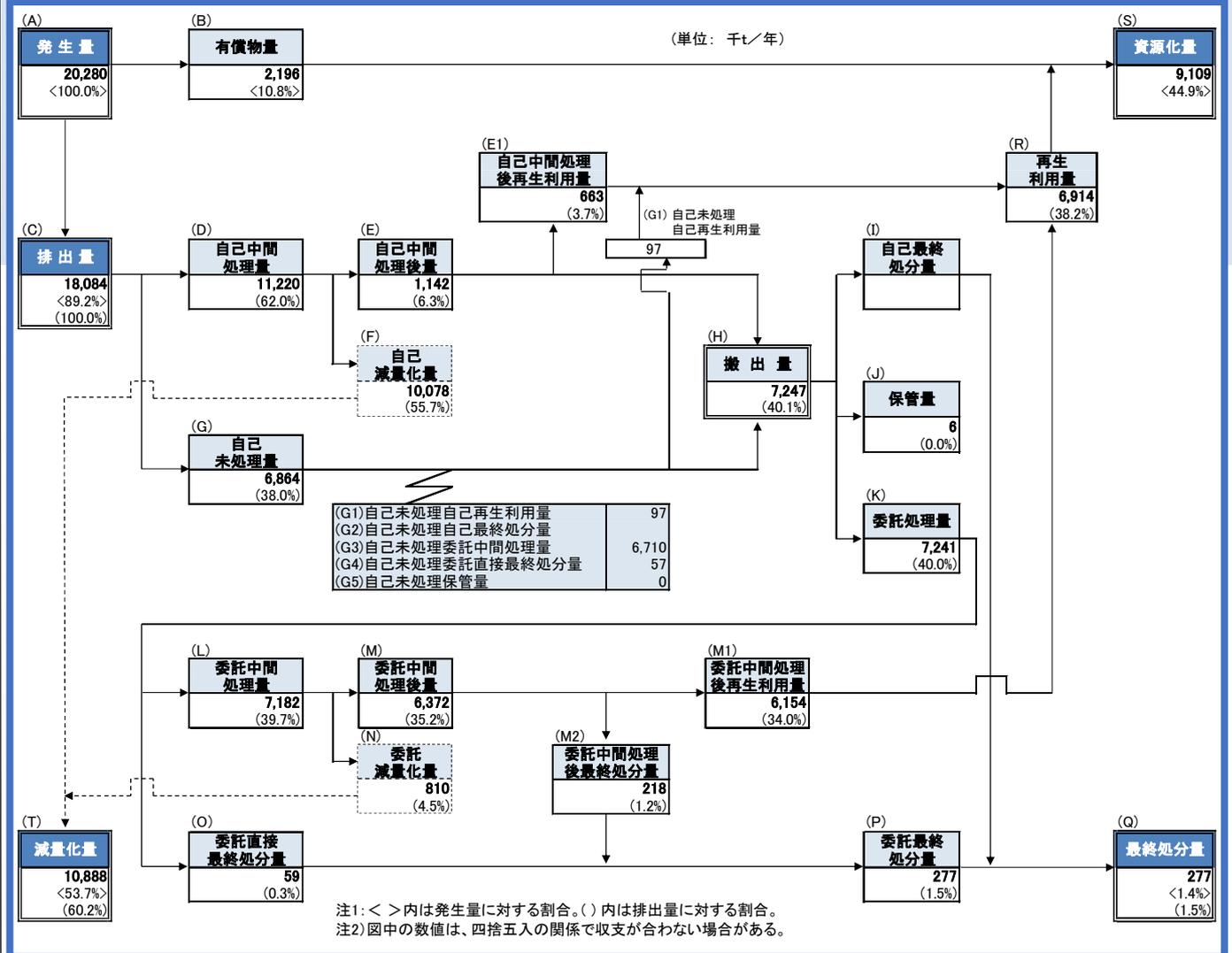








### 3 発生及び処理状況のフロー



## 4 表及びフローに関する用語の定義

記号	項目	定義
(A)	発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量。
(B)	有償物量	(A)の発生量のうち、中間処理をすることなく、他者に有償で売却した量。(他者に有償売却できるものを自己利用した場合を含む)
(C)	排出量	(A)の発生量のうち、(B)の有償物量を除いた量。
(D)	自己中間処理量	(C)の排出量のうち、自ら中間処理をした廃棄物量の中間処理前の量。
(E)	自己中間処理後量	(D)で中間処理をした後の量。
(E1)	自己中間処理後再生利用量	(E)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
(F)	自己減量化量	(D)の自己中間処理量から(E)の自己中間処理後量を差し引いた量。
(G)	自己未処理量	(C)の排出量のうち、自ら中間処理をしなかった量。
(G1)	自己未処理自己再生利用量	(G)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量。
(G2)	自己最終処分量	(G)の自己未処理量のうち、自己最終処分をした量。
(G3)	委託中間処理量	(G)の自己未処理量のうち、委託中間処理をした量。
(G4)	委託直接最終処分量	(G)の自己未処理量のうち、委託直接最終処分をした量。
(G5)	その他量	(G)の自己未処理のうちでその他(保管等)となった量。
(H)	搬出量	(I)の自己最終処分量、(J)のその他量、(K)の委託処理量の合計。
(I)	自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量。
(J)	その他量	保管している量、又は、それ以外の量。
(K)	委託処理量	中間処理又は最終処分を委託した量。
(L)	委託中間処理量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等が中間処理をした量。
(M)	委託中間処理後量	(L)で中間処理をした後の量。
(M1)	委託中間処理後再生利用量	(M)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
(M2)	委託中間処理後最終処分量	(M)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量。
(N)	委託減量化量	(L)の委託中間処理量から(M)の委託中間処理後量を差し引いた量。
(O)	委託直接最終処分量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等が中間処理をすることなく最終処分をした量。
(P)	委託最終処分量	(O)の委託直接最終処分量と(M2)の委託中間処理後最終処分量の合計。
(Q)	最終処分量	(I)の自己最終処分量と(P)の委託最終処分量の合計。
(R)	再生利用量	(E1)の自己中間処理後再生利用量、(G1)の自己未処理自己再生利用量、(M1)の委託中間処理後再生利用量の合計。
(S)	資源化量	(B)の有償物量と(R)の再生利用量の合計。
(T)	減量化量	(F)の自己減量化量と(N)の委託減量化量の合計。

注) 1. 「処理量」: 「中間処理」等、排出された産業廃棄物が何らかの処理を施された量((D)、(L)等が該当)  
 2. 「処分量」: 「最終処分量」等、排出された産業廃棄物がどのように処分されたかの量((I)、(P)、(Q)等が該当)

# 5

## 産業廃棄物の種類

種類	代表例
燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ
汚泥	メッキ汚泥、水洗いブースかす、廃白土、建設はい汚水
廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃エンジンオイル
廃酸	写真定着液
廃アルカリ	写真現像廃液、廃ガス洗浄廃液
廃プラスチック類	廃発泡スチロール、合成皮革くず、廃タイヤ
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	空き缶、スクラップ、切削くず、ブリキくず
ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	空きビン、レンガ製品くず、セメント製品くず (コンクリートくずについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
鉱さい	スラグ、ノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂
がれき類	コンクリート破片等(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの)
ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で補足したもの

種類	業種	
業種限定のある産業廃棄物	紙くず	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの)、出版業(印刷出版を行うもの)、製本業、印刷加工業、建設業(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの)、PCBが塗布され又は染み込んだもの
	木くず	木材又は木製品の製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、物品の流通の為に使用したパレット、PCBが染み込んだもの
	繊維くず	繊維工業(衣服その他の製品製造業を除く)、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、PCBが染み込んだもの
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業
	動物の死体	畜産農業

政令2条第13号※に定めるもの 上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの

注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令





神奈川県

環境農政局 環境部 資源循環推進課  
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588  
電話 (045) 210-1111 (代表)

この印刷物は再生紙を使用しています。